

学童野球クラブチーム「京都西 S & F」会則

1. (名称)

本会の名称は学童野球クラブチーム「京都西 S & F」(愛称：京西 S F) と称する。

2. (事務局所在地)

本会の事務局は、原則として代表者宅に置く

3. (目的と方針)

本会は主として野球を通じ、団員並びに会員相互間の親睦と連帯を計ると共に、将来を担う団員たちに健全なる精神と肉体を培う手助けをすることを目的とする。更に「感謝の心と考える力の醸成」をチーム方針として団員の成長に貢献する。

4. (ビジョン)

本会チーム方針の実現に向けたビジョンは下記 3 点であり、将来あるべき姿のイメージである。

(1) つよい・・・個/チームとしての強さ、気持ちの強さ、芯の強さ、人間の強さ

(2) おもしろい・・・野球が楽しい、勝利/成長の喜び、人間味、チームワーク

(3) やさしい・・・気遣い、会員の負担軽減、助け合う精神、奉仕の心

5. (事業)

本会は団員のより良い成長を願い、目的遂行のため概ね下記の事業を行う。

(1) 土曜日、日曜日、祝日の練習及び試合。

(2) 京都軟式野球連盟西京支部及びその他行政区の主催する大会へ参加する。

(3) 野球以外のレクリエーション等の開催

(4) その他、目的/方針/ビジョン達成に必要と判断した行事。

6. (団員及び会員)

本会の団員及び会員は原則として下記の通りとする。

(1) 団員

・洛西、桂坂地区居住の小学生で野球を愛好する学童。(男女問わず)

ただし、登録チームは 4 学区となる事から編成面の考慮を必要とする。

(2) 会員

・団員の保護者

・団員の保護者以外で成年の指導者

7. (役員と指導者)

本会の運営を円滑に行うために下記の役員と指導者を置く。

(役員と指導者の名称、追加及び兼務に関しては代表者の判断とする)

- (1) 顧問 1名 (代表者の意思決定に助言を与える)
- (2) 代表者 1名 (チームの意思決定を行う)
- (3) 副代表 1名 (代表者の補佐及び代役を担う)
- (4) 総監督 1名 (指導方針、練習内容の助言を与える)
- (5) 監督 A B C 各1名 (総監督と連携し現場の責任担う、参加大会の決定)
- (6) コーチ (29番、28番) 若干名 (監督を補佐して現場を支える)
- (7) マネージャー 1名 (配車、運営、大会登録及び調整を行う)
- (8) その他 若干名 (代表者が必要と定めたもの)

※ 1~4を役員、5~8を指導者とし5を現場責任者とする

8. (保護者会)

本会の団員活動を円滑に行うために下記の保護者会役員を置く。

(保護者役員の名義、追加及び兼務に関しては代表者との協議によって決定する)

- (1) 会長 1名 (保護者会として意見集約、総会などの行事関係の責任者)
- (2) 副会長 1名 (会長の補佐及び代役を担う)
- (3) 会計 1名 (本会の予算編成や会費徴収及び会計業務を担う)
- (4) 監査 1~2名 (会計上の透明性や妥当性の監査を行う)
- (5) 保険 1名 (団員、役員、指導者等の保険手続きを行う)
- (6) 運営 (連絡係) 1名 (本会の予定配信及び連絡等を行う)
- (7) 広報企画 1名 (メディアや外部との調整及び体験会の企画)

9. (会計)

本会の運営費は会費、臨時会費、その他を持って充当する。

- (1) 本会の会計年度は1月1日~12末日までとする。
- (2) 会費は、月額4,000円 (2年生以下は2,500円) とし1月、4月、7月、10月に3ヶ月分前納する。ただし、代表者が認めた場合はその限りではない。
- (3) 兄弟、姉妹の会費は同時期に限り二人目は月額2,500円とする。
- (4) 途中入会者の月会費は、第1回目の参加日により1日~15日の場合は月額同様4,000円、16日~末日の場合は2,500円とする。
- (5) 入会金は4,000円として入会時に納入する。団員へ団帽子を渡す。
- (6) 臨時会費は、特に必要な場合において総会の承諾を得て徴収する事が出来る
- (7) 徴収済と入会金、会費、臨時会費等は理由を問わず返還しない。

- (8) 会費の利用に関しては費用の大小に関わらず、代表者の承認を得るものとする。

〈その他〉

- (1) 保護者は現場での指導補助など可能な範囲で本会の運営に協力する。
- (2) 保護者は参加大会での運営、義務昇審などに協力をする。
- (3) 保護者会は団員の移動に伴う配車に協力をする。
- (4) 指導者会議を月1回実施して指導方針、練習内容を共有する。
- (5) 指導者会議には指導者に加えて保護者父も参加を可とする。
- (6) 本会は団員及び指導者、役員の不測の事故、傷害に備えてスポーツ傷害保険に加入する。但し、途中入会者については、即時加入できない場合もある。また、体験入会においても同様とする。
- (7) 本会が行う事業には、成年者が付き添う事を原則とする。
- (8) 本会が行う事業の参加中に生じた事故、傷害について、引率者は適当と思われる救急処置は取るものの、最終的な責任まで負うものではない。
- (9) 本会が行う事業に参加中に生じたあらゆる事象に関して、一切の意義申し立て等を行わない。
- (10) 本会則に規定のない事柄に関しては、必要に応じて総会にて決定する。
- (11) 本会は令和3年1月1日を持って発足する。

以上

〈入団にあたり〉

- (1) 本会則熟知の上で入部申込書に保護者が署名捺印し、申し込みを行う。
同様に西京支部提出の隣接外学区申請書も署名捺印し提出を行う。
- (2) スポーツ傷害保険の加入のため団員並びに保護者の氏名、生年月日、連絡先も必ず記入を行う。

令和3年1月1日施工

令和5年1月22日改正 同日施行